

健康ちはやあかさか 2 1（第 4 期）（健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画）策定支援業務
【評 価 表】

選定委員名		提案者No					
		令和 6 年 月 日					
評価内容・観点		配点	評価区分（配点）				
			非常に良い	良い	普通	やや不十分	不十分
提案者に関する項目							
【実施体制】 ・業務実施にあたる人員配置、組織体制（役割・人数・バックアップ） ・専門的な知識、実績のある従事者の配置		10	(10～9)	(8～7)	(6～5)	(4～3)	(2～0)
【業務実績】 ・他の地方公共団体において同種又は類似する業務の経験・実績		10	(10～9)	(8～7)	(6～5)	(4～3)	(2～0)
小計		20	／20				
令和 6 年 月 日							
企画提案書、ヒアリング等に関する項目							
【スケジュール】 ・実施フロー、スケジュールの具体性、実現可能性・合理性		5	(5)	(4)	(3)	(2)	(1～0)
【基本的な考え方】 ・施策に関する豊富な知識 ・最新の動向・論点等による明確な企画構成		10	(10～9)	(8～7)	(6～5)	(4～3)	(2～0)
【技術力】 ・現行計画の評価方法の例示、具体的な提案 ・計画策定のための手法や現状の地域特性の把握・分析方法の提案		15	(15～13)	(12～10)	(9～7)	(6～4)	(3～0)
【情報提供】 ・計画の特徴など基礎的な知識 ・現在の国や府から示される計画策定に係る情報		5	(5)	(4)	(3)	(2)	(1～0)
【課題分析】 ・住民アンケート結果の活用、分析・課題抽出方法 ・新計画へ反映させるための効果的な提案		5	(5)	(4)	(3)	(2)	(1～0)
【計画策定】 ・指標の設定、実現に向けた手法の提案 ・効果的な進捗管理の手法の提案		15	(15～13)	(12～10)	(9～7)	(6～4)	(3～0)
【独自提案】 ・業務支援における魅力的な提案		15	(15～13)	(12～10)	(9～7)	(6～4)	(3～0)
小計		70	／70				
見積金額に関する項目							
【見積金額】 ・明瞭な積算根拠 ・金額の妥当性		10	(2) 見積価格の採点要領に示す方法により算出				
小計		10	／10				
合計		100	／100				

講評	順位

【評 価 方 法】

別紙 2

- ・下記配点により合計得点が一番高い提案者を最優秀提案事業者として委託契約候補者に決定する。
- ・評価項目に一つでも 0 点と評価された提案者については失格とする。
- ・評価結果が基準点（57点）に達しない場合は失格とする。
- ・提案者が 1 者のみの場合、基準点より高得点（58点以上）であれば委託契約候補者とする（見積金額に関する項目は 6 点として算定）。

評価項目		配点	基準点	審査
提案者に関する項目	実施体制	10	6	第 1 次審査
	業務実績	10	6	
企画提案書、ヒアリング等に関する項目	スケジュール	5	3	第 2 次審査
	基本的な考え方	10	6	
	技術力	15	8	
	情報提供	5	3	
	課題分析	5	3	
	計画策定	15	8	
	独自提案	15	8	
見積価格に関する項目		10	6	
合計得点		100	57	

- (1) 提案書の採点要領
- ・選定委員により、各提案者の企画提案書の評価表を元に評価を実施する。
 - ・各提案者単位に、全ての選定委員の評価者平均を得点とする。
 - ・小数点第 2 位以下を切り捨て、第 1 位まで算出する。

評価区分	配点		
	15点	10点	5点
非常に良い	15～13	10～9	5
良い	12～10	8～7	4
普通	9～7	6～5	3
やや不十分	6～4	4～3	2
不十分	3～0	2～0	1～0

- (2) 見積価格の採点要領
- ・見積価格（税抜）が最も低かった事業者を 10 点とする。
 - ・その他の提案者は、見積価格が最も低かった提案者の見積価格 (A) を当該提案者の見積価格 (B) で除していた数値【(A) / (B)】に配点（点）を乗じて得た得点（小数点第 1 位を切り捨て）とする。

- ・見積価格が最も低かった提案者
最低見積価格 (A) = 1 0 点

・その他の提案者

最低見積価格 (A)

／

当該提案者の見積価格 (B)

× 1 0 点

(小数点第 1 位切捨て)

- (3) 同点となった場合の取扱い
- ・次の順番により選定する。
 - ① 小数点第 3 位を切り捨て、小数点第 2 位の点数が高い者
 - ② 企画提案書、ヒアリング等に関する項目の平均点が高い者
(小数点第 2 位切捨て、小数点第 1 位まで算出)
 - ③ 企画提案書、ヒアリング等に関する項目と見積金額に関する項目の平均点が高い者

- ・いずれの方法でも決定できない場合は、審査会による合議又は多数決により決定